

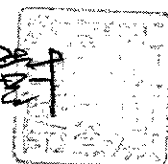
札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年3月27日

札幌市教育委員会

教育長

山根直樹



札幌市教育委員会規則第4号

札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

札幌市教育委員会行政組織規則（昭和47年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び別表1生涯学習部の項中「生涯学習部」を「総務部」に改める。
- (2) 別表2中央図書館の項運営企画課の目第2号中「及び図書・情報館」を削り、同項利用サービス課の目第1号中「並びに」を「及び」に改め、「及び図書・情報館」を削り、同目第2号中「及び図書・情報館」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際次の表の左欄に掲げる職にある職員は、別に発令されないときは、それぞれ同表の右欄に掲げる職に発令されたものとする。

左欄		右欄	
部	課	部	課
生涯学習部長		総務部長	
生涯学習部学校 支援担当部長		総務部学校支援 担当部長	
生涯学習部	総務課長	総務部	総務課長
生涯学習部	生涯学習推進課 長	総務部	生涯学習推進課 長
生涯学習部	学校支援課長	総務部	学校支援課長

生涯学習部	学校施設課長	総務部	学校施設課長
生涯学習部	学校施設課学校 配置マネジメント 担当課長	総務部	学校施設課学校 配置マネジメント 担当課長
生涯学習部	学校給食課長	総務部	学校給食課長